

令和8年5月豊橋市議会臨時会

[R 8 . 5 . 8 議運資料]

○ 提出事件

予 算 案 1 件

承 認 2 件

報 告 1 件

以 上 4 件

5月市議会臨時会議案概要説明書

[承 認]

承認第2号 専決処分の承認について
(豊橋市市税条例の一部を改正する条例)

(市民税課・資産税課)

地方税法等の一部改正(令和8年法律第2号。令和8年3月31日公布)に伴い、早急に現行の市税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により去る3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるもの

○専決処分の内容

1 軽自動車税

(1) 環境性能割の廃止

米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、軽自動車の取得時における負担を軽減し、及び簡素化するため、令和8年3月31日をもって軽自動車税の環境性能割を廃止する。これに伴い、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とする。

(令和8年度分以後の軽自動車税について適用)

承認第3号 専決処分の承認について

(豊橋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

(国保年金課)

地方税法施行令等の一部改正(令和8年政令第83号。令和8年3月31日公布)に伴い、早急に現行の国民健康保険税条例の一部を改正する必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により去る3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるもの

○専決処分の内容

1 課税限度額の改定

区 分	課 税 限 度 額	
	改 正 後	改 正 前
基礎課税額	670,000円	660,000円
後期高齢者支援金等課税額	据置き	260,000円
介護納付金課税額	据置き	170,000円
子ども・子育て支援納付金課税額	30,000円	—

2 軽減該当所得基準の緩和

(1) 5割軽減

改正後	前年所得が、次の金額の合計額(①+②+③)以下の世帯 ① 43万円 ② (一定の給与所得者の人数-1)×10万円 ③ 被保険者と特定同一世帯所属者の人数×31万円
改正前	前年所得が、次の金額の合計額(①+②+③)以下の世帯 ① 43万円 ② (一定の給与所得者の人数-1)×10万円 ③ 被保険者と特定同一世帯所属者の人数×30万5千円

(2) 2割軽減

改正後	前年所得が、次の金額の合計額 (①+②+③) 以下の世帯 ① 43万円 ② (一定の給与所得者の人数-1) × 10万円 ③ 被保険者と特定同一世帯所属者の人数 × 57万円
改正前	前年所得が、次の金額の合計額 (①+②+③) 以下の世帯 ① 43万円 ② (一定の給与所得者の人数-1) × 10万円 ③ 被保険者と特定同一世帯所属者の人数 × 56万円

※ 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行後、継続して同じ世帯に属する者をいう。

3 国民健康保険税の軽減金額の制定

<低所得世帯>

軽減割合 区分	軽 減 金 額		
	子ども・子育て支援納付金課税額		
	被保険者均等割額 被保険者1人について	18歳以上被保険者均 等割額 被保険者1人について	世帯別平等割額 1世帯について ()内上段は特定世帯、 下段は特定継続世帯
7割	700円	39円	700円 (350円) (525円)
5割	500円	28円	500円 (250円) (375円)
2割	200円	11円	200円 (100円) (150円)

※ 特定同一世帯所属者が属する世帯で国民健康保険の加入者が1人のみである世帯のうち、1年目から5年間を特定世帯といい、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額の2分の1が減額され、6年目から3年間を特定継続世帯といい、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額の4分の1が減額される。

<未就学児>

低所得世帯 軽減割合区分 ()内は軽減割合	軽 減 金 額
	子ども・子育て支援納付金課税額 被保険者均等割額
7割 (1.5割)	150円
5割 (2.5割)	250円
2割 (4割)	400円
非該当 (5割)	500円

4 軽減対象額の変更

出産被保険者への軽減対象額に子ども・子育て支援納付金課税額に係る18歳以上被保険者均等割額を追加する。

5 新たな減額制度の制定

18歳未満被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額を減額する。

(令和8年度分の国民健康保険税から適用)

[報 告]

報告第8号 専決処分の報告について

(生活福祉課・収集業務課・建築課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている1件100万円以内の次の損害賠償について、同条第2項の規定により報告するもの

- 1 (1) 専決年月日 令和8年3月25日
(2) 損害賠償の額 107,800円
(3) 事故の概況 令和8年2月3日午後2時10分頃、豊橋市中橋良町54番地内の駐車場において、本市職員(福祉部生活福祉課)の運転する普通乗用自動車(福祉部生活福祉課)が、駐車のため後退したところ、相手方所有の専用ごみステーションに誤って接触し、損傷させたもの
(豊橋市過失割合 100%)

- 2 (1) 専決年月日 令和8年3月30日
(2) 損害賠償の額 31,119円
(3) 事故の概況 令和8年2月23日午後1時50分頃、豊橋市南栄町字蟹原21番104地内の駐車場において、本市職員(環境部収集業務課)の運転するごみ収集車が、方向転換のため前進したところ、駐車していた相手方所有の軽貨物自動車に誤って接触し、相手方車両を損傷させたもの
(豊橋市過失割合 100%)

- 3 (1) 専決年月日 令和8年4月7日
(2) 損害賠償の額 327,527円
(3) 事故の概況 令和8年1月6日午後2時頃、豊橋市石巻本町字初坂5番5地先の路上において、本市職員(建設部建築課)の運転する軽乗用自動車(建設部建築課)が、私有地から道路に出るため左折したところ、右側から走行してきた相手方所有の小型貨物自動車に誤って接触し、相手方車両を損傷させたもの
(豊橋市過失割合 80%)